

別紙

3. 協議事項

(2) 浦幌町地域福祉計画<第2期計画>の諮問について

金澤会長～それでは「浦幌町地域福祉計画第2期計画案の諮問について」事務局より説明願います。

事務局～浦幌町地域福祉計画第2期計画の策定にあたりましては、本審議会に諮問を行い、委員皆様に計画(案)の内容についてご審議を頂き、修正すべき点は修正し、また、ご意見等を頂いた中で答申して頂くこととなります。それでは、ここで、水澤町長から、浦幌町地域福祉計画第2期計画(案)に係る、諮問書を金澤会長にお渡しいたしますので、よろしく願いいたします。

(町長から諮問書を読み上げ、会長へ手渡す)

金澤会長～それでは議案審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局～これから計画案の内容説明に入りますが、先に、今後の会議等のスケジュールについて説明いたします。本日の会議後、11月に2回目の会議を開催し、本日と次回ご審議頂いた結果に基づきまして、およそ1か月間のパブリックコメントの募集を行いまして、12月中に第3回目の審議会を開催する予定であります。第3回目の会議においてパブリックコメントで頂いたご意見等を踏まえた計画案について、改めて委員の皆様からご意見等を頂き、会議後、答申を頂きたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、計画素案の概要説明を行います。

(事務局より計画素案の概要説明)

金澤会長～ただいま事務局から説明を受けましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

上村委員～要援護者の定義は。

事務局～要援護者の対象としては、三障害のうち身障手帳1～2級・療育手帳・精神障害者手帳1～2級をお持ちの方、一人暮らしの65歳以上の方などとなっております。

金澤会長～他にありませんか。特になければ事務局より何かありますか。

(3) その他

事務局～それでは次回審議会の開催日程についてお諮りします。

(日程を調整)

金澤会長～それでは次回審議会は11月12日(月)午後3時からといたします。本日は、長時間にわたり慎重なるご審議をいただき、また、議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。以上で本日の会議を閉会します。